

## 2018年 第3回定例会（9月5日）武蔵野市議会

○15番（蔵野恵美子君）

それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。今回の質問は、大きな項目としまして2点でございます。1項目めは、動物の福祉・動物との共生の視点を施策に位置づけることについて。2項目めは、子育て世代からの市民相談・要望として、3点について伺います。

まず、大きく1項目めとしまして、動物の福祉・動物との共生の視点を施策に位置づけることについて伺います。

2012年9月、動物愛護管理法の改正において動物福祉の視点が加えられ、自治体の動物施策においても、人間のための施策という視点から、動物福祉、人間との共生という視点が加わったことは大きな前進でありました。その後、2014年12月、2015年6月、2016年12月と3度にわたる市議会一般質問において、ペット同行避難訓練、ドッグラン、動物介在教育、動物との共生、福祉の視点を施策に取り入れること等について質問をしております。そしてことしは動物愛護管理法の5年に一度の改正の年に当たり注目が集まっております。超党派議員による犬猫の殺処分ゼロを目指す動物愛護議員連盟で立ち上げられた動物愛護法改正プロジェクトチームでは、既に改正案も作成し、法制局に提出済みとのことであります。また、平成13年よりスタートし17年間に及ぶ環境省の中央環境審議会動物愛護部会は、先々月、7月30日に第49回を終了しました。前回の動物愛護法改正での積み残し事項とも言われる8週齢規制、飼育方法や施設の数値規制、繁殖業者を登録制から免許制にすること、マイクロチップの装置の義務づけなどの検証、自治体の役割などの話し合いが行われ、水面下での調査も着実に進み、今回の改正が行われれば、自治体においても今後何らかの取り組みが求められてくるのは確実であると思われれます。

一方本市では、昨年に松下市長が就任し、来年は第六期長期計画の検討がなされ、向こう10年を方向づける節目の時期を迎えます。まさに本市の動物施策にとって新しい位置づけがなされるべき局面に当たり、松下新市長の動物施策に対するお考えと、向こう10年の計画策定における本市の動物施策の展開について伺っておきたく、以下質問いたします。

質問1、本市の動物の死体引き取りの窓口名の改善について伺います。現在本市では、飼い主のいない動物の死体の引き取りを事業者に委託し、府中市の慈恵院にて火葬・供養を行っていますが、最初の

窓口である受付窓口名がごみ総合対策課であることに大変な違和感があるとの御意見がありました。私自身も、まさに人間主体の動物施策を象徴しているようにも感じています。動物愛護管理法の改正による動物の福祉的観点からも、対応課もしくは窓口名を変更することが適切であると考えていますが、見解を伺います。なお、当質問は2016年12月議会においても伺っており、前市長の答弁では、動物福祉的観点から、対応課もしくは名称の変更については、その可能性も含めて今後の課題だと思っております。機会を捉えて検討してみたいと思っておりますといただいておりますが、いまだ改善されておられません。松下市長の見解を伺います。

質問2、第六期長期計画の素案である討議要綱に、動物の福祉・動物との共生に関する記述を入れることに対する見解を伺います。冒頭で述べたように、動物愛護管理法の改正により、動物の福祉・動物との共生の実行のための取り組みが自治体の施策に求められるのは確実であると考えます。しかるべきときに、長計事項にありませんのでできませんということでは困ります。現在の第五期長期計画には、第6章のIV、基本施策5の項目の中に、犬猫による鳴き声等の市民生活に起因する生活公害への対応とはありますが、これはあくまでも動物管理に関する記載のみにとどまっております。第六期長期計画には動物の管理だけではなく、動物との共生、愛護、福祉に関連する事項を盛り込まなければ、少なくとも次の調整計画までの実施の根拠がないままとなってしまいます。弱い動物に対して優しいまちは子どもたちにも優しいまちであると考えます。多様性を認める視点からも、ぜひ今回こそは長期計画に盛り込んでいただくことを提案いたしますが、市長の見解を伺います。

質問3、動物の福祉・動物との共生に関する本市における課題認識について伺います。動物に関する市民相談やさまざまな要望をいただいていると認識しておりますが、本市にはどのような課題があり、解決にどう取り組んでいるのか、また、今後取り組んでいくのかを伺います。

質問4、動物介在教育について伺います。動物愛護に関しての認識が、先進国の中で日本は大変な後進国であると言われております。悪質な繁殖業者、コスト重視による犬猫の殺処分は、多くの都道府県では安楽死の方法をとらず、二酸化炭素ガスによる窒息死を行ってきました。引き取り頭数の減少により、ここ数年でようやく安楽死と言われる麻酔注射が行われつつありますが、いまだほとんどの都道府県、政令指定都市では炭酸ガスでの殺処分が行われているのです。

アメリカ、イギリス、ドイツではペットの生きる権利が早くから認識され、動物虐待や飼育放棄を取

り締め、場合によっては逮捕できるアニマルポリスが存在します。ニューヨーク市では2つの大きな保護団体があり、捜査部隊が、ペットを虐待・飼育放棄している飼い主を捜査し、場合によっては逮捕してペットを保護する活動を行っています。また、ロサンゼルスには公的なアニマルポリスもあります。イギリスではアニマルポリスの歴史は古く、1824年に生まれたと言われ、1840年にはロイヤルの称号を受け、英国王立動物虐待防止協会という名で発展を遂げて、今に至っています。イギリスのアニマルポリスの捜査員になるためには、獣医学の基礎や動物に関する法律などを学ぶだけでなく、災害時に動物を助けるための訓練も受けなければならず、合格は狭き門だと言われています。ドイツの保護シェルター、ティアハイムは、国内に500カ所ほど存在し、厳しい譲渡基準のもと、9割の譲渡率と言われ、日本と違い殺処分までの期限はなく、動物にとって適した環境の中で生涯を過ごすことができている。

日本では、ようやく2012年に動物の愛護及び管理に関する法律が改正され、動物の遺棄、殺傷、不適切な飼育に対する罰則が大きく引き上げられたところです。改正法の内容を具体化するため、動物虐待を適切に取り締まる専門機関の設置を求める声が、特に関係団体から高まっています。また、動物虐待は重要凶悪事件の前兆事案であるという調査結果も出ており、アニマルポリスのような専門機関の設置は、凶悪事件の早期発見につながるとも言われ、兵庫県警では2014年1月よりアニマルポリスホットラインを開設しましたが、全国的な取り組みには至っていません。

以上のように、動物愛護に関する取り組みは、アメリカ、イギリス、ドイツとは大きく開いてしまっている状況であり、オリンピック開催に向け、動物愛護に関する取り組みも先進国として恥じない早急な対応が求められています。しかしながら、現状において、イギリス、アメリカのように幼少期から動物の生命を尊重する場面に触れにくく、日本での動物愛護心の育成に関する根本的な課題解決には、動物福祉の視点を取り入れた本格的な教育プログラムが必要であると考えます。

2015年6月一般質問において、動物介在教育の事例として、立教女学院小学校の介在動物として犬を用いた取り組みを紹介いたしました。学校生活の全ての場面で自由に犬が行き来し、生徒とともに日常を過ごし、生涯をともにするという徹底した環境を全ての公教育にとり入れるのは難しいことと思いますが、ぜひ御注目はいただきたいと思います。

以上のような日本での状況を踏まえ、伺います。本市においては、12校全ての小学校でウサギやモ

ルモット、鳥などの動物の飼育を行っており、課外活動では動物と触れ合う機会を設けていることは承知しておりますが、動物と日常をともにし、生命の尊厳を学び体験するという教育は、いかにして取り入れているのか伺います。

質問5、ペット同行避難訓練の展望について伺います。東日本大震災の教訓から、本市でも2015年10月にペット同行避難訓練が実施され、ことしで3年目となりますが、これまでの開催を踏まえ、本年はどういった点を工夫されるのか伺います。また、この間の熊本地震、ことし7月の岡山・広島県での豪雨災害においてのペット避難の実態を受けて、どういった教訓を得て本市での反映がなされるのかも伺いたしたいと思います。

次に、大きく2項目めとしまして、子育て世代からの市民相談・要望について3点伺います。

質問1、市役所におけるベビーカーレンタルサービスについて伺います。市役所にレンタルベビーカーを常設する要望をいただきました。レンタル用の車椅子は用意されていますが、小さなお子さん連れの方を毎日のように見かけるにもかかわらず、いまだ市役所にはレンタル用のベビーカーはありません。自転車等で子どもを連れて手続に来た場合、途中で子どもが眠くなれば、だっこをしながら手続をしなければなりません。また、キッズスペースはありますが、手続中、スペースの中でじっとしてられない場合もあるかと思えます。都内26市では、八王子市、青梅市、調布市、町田市、狛江市、清瀬市、東久留米市、羽村市、西東京市の9市で、現在、市役所にレンタルベビーカーを置いているとのこととあります。吉祥寺まちなかでのベビ吉では、ベビーカーの保守管理は市内の事業者にて年間契約をお願いしていると伺っています。同じ事業者にて市役所のレンタルベビーカーの管理をあわせてお願いすれば実現可能であると考えますが、見解を伺います。

質問2、0123の開所時間の延長について伺います。0123の開所時間が16時までであることは、お昼寝後の午後の時間に利用するには時間が十分でなく、せめて17時までにしていただきたい旨は7年以上前から伺っており、要望してまいりました。前市長からは、乳幼児の育成に適した時間のためという趣旨のお答えでありましたが、お昼寝の時間を考えると、16時で切り上げるには、結構な朝方の前倒しの生活でなければ、16時までの間に十分な利用ができません。私自身もお昼寝後に30分かけて現地に向かうことを考えると、行くことを断念した日は多々あり、せめて17時までなら行けるのにと感じておりました。また、市内桜堤児童館の開所は4月から9月が17時30分まで、10月か

ら3月が17時までであります。都内の児童館を調べますと、多くの児童館は平日は18時までの利用が可能です。さらに、0123モニタリング利用者アンケートの自由記載欄を平成21年度から30年度の10年間分を調べてみましたら、時間を延長してほしいという要望が何と10年間、毎年出ています。正確には、平成23年度だけは0123はらっぱのみ、それ以外の年は、はらっぱ、吉祥寺両方のアンケートに10年間要望として寄せられているのです。10年間にわたる利用時間延長の要望が出ており、当然市民の思いは認識されていると思いますが、いまだ16時となっているのは一体何が課題で延長がなされていないのか、伺いたいと思います。また、松下市長も御利用経験があったかと思いますが、見解を伺いたいと思います。

質問3、障害児の切れ目のない保育体制について伺います。本市の保育園における待機児童対策が加速し、また学童保育においても、当初18時までという実態にそぐわない保育時間が19時まで延長となり、保育園から小学校に上がるタイミングで仕事をやめなければならないという小1の壁問題も解消されつつあります。一方、障害児の認可保育園受け入れも少しずつ前進し、小・中学生対象の放課後等デイサービスも市内にふえつつあります。また、これまで課題となっていた、青年期の障害者の平日の作業所通所後のイブニングサービスの試行も、7月よりスタートしたことは期待したいところであります。

しかしながら、御相談により、障害児保育の小1の壁が存在していることがわかりました。放課後等デイサービスの事業者がふえても、特別支援学級や特別支援学校から放課後等デイサービスに移動する送迎可能な事業者が限られ、可能な事業者の利用が週3日の制限がなされている状況であるためであります。これでは就学前に保育園に預け就労ができて、小学校に上がるタイミングで就労が続けられなくなる家庭が出てくることとなります。何らかの方法で送迎サービスを充実させることで、障害児保育の小1の壁を打開できないか伺います。また、他自治体の取り組みはどうなっているのかもあわせて伺います。

以上で壇上での質問とさせていただきます。よろしく御答弁をお願いいたします。

○市長（松下玲子君）

---

蔵野恵美子議員の一般質問に順にお答えをいたします。

まず、大きな1問目の1についてでございます。飼い主にとって大切な家族の一員でもある動物の、死体の受付窓口名がごみ総合対策課だということに、市民の方が違和感を持たれるということ、またそして、違和感だけではなく、とても悲しい思いを持たれたことを前提としての御質問であるかと思えます。私自身も同様の思いを持っております。改めて、現在、ごみ総合対策課とクリーンセンターの組織の統合に向けた取り組みというのでも検討しているところでございます。組織統合の際には、名称の変更も課題となってまいります。そうした中で、あわせて名前の変更について検討をしたいと考えております。

続きまして、1の2問目でございます。動物愛護事業については、動物愛護管理法や東京都動物の愛護及び管理に関する条例、東京都動物愛護管理推進計画の趣意である、人と動物との調和のとれた共生社会の実現という考えに基づき、市としてもそれを踏襲しているところであり、これが基本的なスタンスと考えております。したがって、第六期長期計画への個別事業名の記載の有無にかかわらず、今後も動物愛護事業は継続をしていくものであると考えております。

次に、1の3でございます。動物に関する市民からの相談や要望の対象は、犬や猫などの愛護動物だけでなく、ハクビシンやカラス、ハトといった野生鳥獣も含まれ、野生鳥獣に関する相談件数は、愛護動物の2倍以上となっております。愛護動物である犬、猫に関する相談は、ふん尿被害に関するもの、犬の鳴き声に関するもの、行方不明に関する相談、敷地内での野良猫の出産の相談等が寄せられております。犬に関する相談に対しては、マナー教室の開催、マナープレートの無料配布などを実施し、猫に関する相談に対しては、主に市民団体の協力を得て、子猫の引き取りや猫の譲渡会を行っております。野生鳥獣に関する相談は、カラスの攻撃、ハトのふん尿被害、ハクビシンの出没等についての相談が寄せられております。野生鳥獣は、原則的には鳥獣保護法による保護対象ですが、カラスとハトについては、東京都の許可を受けて市で駆除を行っております。ハクビシンについては、専門の団体の相談窓口を紹介しております。今後も引き続き関係団体機関と連携し、市民からの相談要望に応じてまいります。

続きまして、1の5についてです。地域防災計画では、飼い主やペット用の食料備蓄や住宅の耐震化などの飼い主の責務の周知徹底を図り、可能な限り自宅で生活を継続できる自助の取り組みを推進する

ことを基本方針としています。また、飼い主にとってペットは大事な家族であるという認識が高まっており、被災時にはペットを避難所に連れて同行避難が行われると想定がされます。市では、東京都獣医師会武蔵野三鷹支部、東京都動物愛護推進員武蔵野担当と連携し、総合防災訓練や防災フェスタでパンフレット等を活用した周知を行っています。具体的には、ペットの同行避難の基本的な考え方、避難所でのルール、ペットの防災用品の備えなどです。今年度の総合防災訓練の取り組みとしては、関係団体と連携しながらペット避難エリアを設け、同行避難を体験する取り組みや避難所でのペットの飼育方法等の啓発を行っていく予定です。あわせて、ワクチン接種、身元がわかるような札をつける、しつけの実践、平常時からの準備の必要性についても訴えてまいります。また、今年度の総合防災訓練の参加については、獣医師会の協力を得ながら訓練参加を呼びかけるチラシの作成などを行い、広く参加者を募り、周知に努めてまいります。

災害の教訓の本市での反映につきましては、地震被害と豪雨被害では内容が異なるかと思いますが、ペットの観点から見ると、ペット同伴で避難できるかという点がポイントだと考えます。また、過去の避難訓練実施後の検証会や当日のアンケートにより課題を抽出し、以下のとおり課題が寄せられています。その1つ目としては、訓練においては犬のみを対象としましたが、受け入れの種類を猫などもふやせるか、また、大型犬の取り扱い、一方で逆に受け入れるべきでない動物を検討すべきであるという課題です。もう一つは、ペットの避難対策について飼い主自身がしっかりと理解する必要があること、運営の円滑化を図るため、避難所運営組織とさらなる情報交換の実施が必要であると考えております。

続きまして、大きな2問目の1についてです。市庁舎の1階には貸出用の車椅子は用意していますが、御指摘いただきましたとおり、ベビーカーについてはこれまで配慮しておりませんでした。貸し出しに際しては、安全性と衛生面への配慮が必要であるものと認識をしておりますが、今後、他市の状況等を参考に検討し、また、ニーズについても検討した上で、実施する方向で考えてまいりたいと思っております。

続きまして、2の2についてです。0123施設の利用時間は開設当初よりゼロから3歳までの生活リズムを考慮して設定しているものでございます。0123施設は1歳児の利用が多いこともあり、17時までの開館となると、閉館後に帰宅、着がえ、食事準備、食事となると、御自宅までの距離にも

よりも、食事時間が遅くなる可能性があるとの考えのもとで、現在の閉館時間が設定をされております。また、近年言われていることでもありますが、食事の時間が遅くなると、その分就寝時間が遅くなるということが課題であるとの認識のもとで、ふだんの生活を親子ともに過ごす時間は、子どもの育ちにおいても大切だと考えます。利用時間の延長については、今申し上げた理由から、これまでは実施はしてきておりませんが、近年、働き方や生活の仕方などが多様になっていること、また、必要性について子ども協会とともに今後検討を進めていきたいと考えます。

次に、2の3についてです。知的障害のある方の学童クラブとしては、千川さくらっこクラブがあり、就労や保護者の疾病など事情があれば週3日の制限はなく受け入れております。市内の送迎可能な放課後等デイサービス事業所については、利用希望者が多いため、週3日以内での利用をお願いしていますが、他市の事業所についての制限はなく、複数の事業所を組み合わせることで毎日の利用を確保している児童も多いと聞いております。市では、送迎を行う事業所の開設補助を行い、開設促進を図っているところであり、今後も整備に努力をしていきたいと考えます。また、小学生を対象とした放課後対策事業である地域子ども館事業では、学童クラブ、あそべえとともに障害児を受け入れております。学童クラブにおいては、おおむね軽度及び中程度で集団生活に適應することができる障害児の受け入れを行っており、今年度から小学校5年生まで受け入れを拡大しており、来年は6年生までに拡大する予定です。あそべえにおいては、児童を監護し、預かる施設ではないため、ひとりで過ごすことが難しい障害のある児童が来館・利用する場合には、児童の行き帰りの安全面の配慮が必要であることから、付き添いの方の同伴やボランティアグループの支援等地域の協力のもと御利用いただいているケースがございます。他市の状況につきましては、原則学童クラブで受け入れを行っていますが、定員や障害の程度、自力通所が困難なため断られるケースもあると聞いております。また、保護者の選択で放課後等デイサービスを利用しているケースも他市でも多く見られたことが挙げられます。

私からは以上です。

○教育長（竹内道則君）

矢ガモなどという報道に触れますと、胸が痛みます。その上で、生命の尊厳を学び体験するという動物介在教育についてのお尋ねでございますが、ウサギやモルモットなどを教室で日常的に飼育すること

は、近年、子どもたちのアレルギーの発症など健康面を踏まえますと、一律にどこでも小動物を飼育するというところへの困難さがあるということは前提として御理解をいただきたいと思います。その上で、例えば小学校1・2年生の生活科では、動物を飼ったり植物を育てたりする活動を通して、命を持っていることや成長に気づき、生き物への親しみをもち、大切にしようとする態度を養う学習活動が行われております。日常、子どもたちが生活している教室では、金魚やメダカ、ザリガニ、亀などの生き物の世話をすることも行われております。今後もこれらの取り組みを通して生命のとうとさを学ぶなど、子どもたちの豊かな人間性を育む教育を進めてまいります。

以上でございます。

○15番（蔵野恵美子君）

それでは、大きな2項目めから再質問をさせていただきます。

市役所のレンタルベビーカーの件ですけれども、前向きな御答弁をいただいたと思います。ぜひお願いしたいなと思っております。一応申し上げると、壇上でベビ吉の話を出しましたけれども、これはあくまでもベビーカーの保守管理の参考のために話をさせていただいたので、ベビ吉のようにたくさんのベビーカーを積極的に貸し出して回遊性を広げましょうとか、そういう意図ではなくて、ほかの自治体と同様に、二、三台程度ですか、困った方のために準備をしておくという意図でございますので、いわゆる素朴な市民サービスという視点で前向きに御検討いただきたいと思います。こちらは要望とさせていただきます。

続いて、0123の時間延長についてでございますけれども、検討を進めてまいりますというように、やや前向きな御答弁はいただいたかと思うのですけれども、これもぜひお願いしたいと思うのです。やはりこれだけ毎年、10年間にわたって同じ要望がアンケートに回答されている。しかも、私以外の議員からも一般質問で取り上げられていることもあったり、逆に、実施されていないのはよっぽど何か事情があるのかなと思ってしまいます。16時までが乳幼児の育成にとってよいことといたしましたが、その16時が育成にとってベストであるという何か科学的な根拠があるわけではないと思いますし、市内の児童館の利用時間が17時から17時30分となっていることを考えると、それが市の統一見解というわけでもないわけですが、要するにこれは0123側だけの事情ではないかなと思

ったわけですが、ですので、これはぜひお願いしたいです。それでもなお 16 時までが乳幼児の育成にとってよいからとして 17 時に延長しないと、これはもう少し納得のいく理由を述べていただきたいなと思っております。こちらは御見解を伺いたいと思います。

続いて、放課後デイの送迎ですが、このデイの送迎には送迎加算がなされていて、それにもかかわらず行っている事業者が多くはないという、恐らく何かやはり課題があるのかなと思うのです。どういった課題があってこのサービスを行っていないと認識されているのかを伺いたいと思います。これは近隣自治体でも送迎サービスが充足していないということは、同様の障害児のお子さん、御家庭の小 1 の壁問題が本市と同じようにあるのではないかなと思っているのです。市の単独事業では難しいということであれば、近隣自治体との連携事業で何か工夫して試行できないかなとも考えたのですが、この点についても見解を伺いたいと思います。

○市 長 (松下玲子君)

2 点再質問をいただきました。

まず 1 点目、0 1 2 3 の閉館時間についての御質問です。こちらは、実際 16 時までというのは開設当初から設定をしており、先ほどお答えをしたことが開設当初より受け継がれて 16 時を閉館とする理由とされてきたようでございます。御指摘いただきました児童館が 17 時や 17 時半なのになぜとおっしゃることは、実は私自身、就任して以来、市内の公共施設の開館時間や閉館時間をそれぞれ比較検討する中で、同種の施設であっても地域によって閉館時間が違うというところがあり、それは市民サービスの向上や、市内での均等なサービスという点から、これはしっかりと検討していかなければならないという認識を持っております。改めて 0 1 2 3、また特に市民から要望の高い、また議会からもこの間、延長するよう御要望をいただいております 0 1 2 3 を初め、公共施設の開館時間や閉館時間については、検討した上で関係者とも協議を行って、見直しに向けた取り組みを私自身行っていきたいと考えております。

続きまして、2 問目の送迎サービスの充実についてでございますが、送迎可能な放課後等デイサービス事業というものをしておりますが、課題として人員の確保や加算だけではなかなか難しいというような現状があります。引き続き市では送迎を行う事業者への開設補助を行い、開設促進を行い、整備に

努力をしていきたいと考えます。

以上です。

○15 番（蔵野恵美子君）

放課後デイの送迎に関して、やはり加算だけではなかなか、人員だとか駐車場だとかいろいろあるのだと思うのです。ですので、私はこれは先ほど申したけれども、市の単独事業では難しいということであれば、やはり近隣自治体と協力して、何か持ち回り制で車を回すとか何かできないかなと思うわけです。障害をお持ちのお子さんがいらっしゃる御家庭では、さまざまな部分で将来の不安が一層高いと思われるのです。その対象者は少数であるかもしれませんが、そういった切れ目のない保育の必要性というのはより高いと思われまます。待機児童解消ですとか学童保育の拡大が進んでいますけれども、ぜひこういった少数であっても必要度の高いところの支援にも目を向けて、両輪体制でお願いしたいと思ひます。もしその連携事業について何か御意見ありましたら、いただきたいと思ひます。

0 1 2 3の時間延長なのですけれども、ぜひこれもお願いしたいと思ひております。半官半民の事業者とはいえ、指定管理なわけですから、市から協会に要望を出すことはもちろんできるわけで、これまでの事業者の見解と市民ニーズ、それから社会状況といったものを再度見直していただいて、ぜひ実現していただきたいと思ひます。

続いて、大きな質問の1番目でございます。動物の死体引き取り窓口の名称変更の件ですけれども、こちら前向きな御答弁をいただいたかと思ひております。残念ながら、現在の窓口名からはとても供養まで行っているということが想像できない、残念なことになってしまっていると思ひます。窓口名を変えるに当たっては、ぜひお願いしたいのは、動物愛護に関する窓口でもあるということを感じられるような名称でお願いしたいなと思ひております。そもそも住民に一番近い自治体である市町村では、狂犬病なんかの動物由来の伝染病などの担当部署はありますけれども、動物愛護の担当課というのはほぼないので、恐らくそういった通報があった場合は、大半は東京都の動物愛護センターとか、案件によっては警察に回されているかと思ひます。ぜひ、何かそういった動物愛護に関するものがあつた場合、市民の方がためらわずに、まずは身近な自治体に一報するというようなことを市民が連想できるような窓口名であつてもらいたいと思ひます。見解を伺ひます。

続いて、第六期長期計画への記載の追加でございます。記載にかかわらず実行はしていくということではありますけれども、でも私は、今までもこういった動物愛護に関する質問をしてきた中で、担当課とやりとりをさせていただいた中で、やはり長計にないからということは何度か言われてきたのです。ですので、やはりその根拠というものをきちんと長計に示していただかないと、市長はそういう認識でも、担当課のほうではそうは思っていないこともあります。ですので、それはやはりこういった一番の柱である長計に愛護とか福祉という記載を入れなければ進まない可能性は十分にございますので、そのことは認識いただきたいと思います。東京都の動物愛護推進総合基本計画、ハリスプランと言われているものですが、そこでは平成16年の制定時から自治体での動物愛護の取り組みが記載されていたのです。ですから、本来だったら第五期長期計画の時点でも入っていてもよかった事項だと思っています。でも、やはりそういった機運がまだ低かったのか、第五期長期計画は管理の記載にとどまっていますけれども、今回こそは、ぜひ愛護と福祉の視点を追加いただきたく強く申し上げたいと思いますが、こちらでも再度御見解を伺います。

○市長（松下玲子君）

合計3点の再質問かと思えます。最初の点は、何かあればとのことでもありましたが、今後よく現場の実態というものを調査した上で、また近隣市がどのような取り組みを行っているのかも確認をした上で、連携については、担当課長会などもございますので、その上、研究をしたいと思えます。

そして2問目について、窓口には動物愛護を感じられる窓口名とのことですが、おっしゃるとおり、市民の方がお問い合わせにためらうというようなことがあってはなりませんし、ただ、現状が駆除の部分での、クレーム的な相談が多いのも事実でございます。そうしたことも勘案しながら、よりよい、わかりやすいように変えることができるか、組織名も含めて引き続き検討したいと思えます。

そして最後の、動物愛護を長計にとのことでございます。今現在、第六期長期計画の策定に当たり委嘱した策定委員会において、市民との意見交換、パブリックコメント、各部ヒアリング等を行いながら討議要綱が策定されることとなっており、まずはその動向を注視した上で検討してみたいと思えます。

以上です。

○15番 (蔵野恵美子君)

それでは、よろしくお願ひしたいと思います。

続いて動物介在教育について、一般的な御答弁をいただきましたけれども、私は、学校での、小動物を飼育して、先生と飼育係を中心としたこれまでの介在教育というのですか、こういった部分に関しては、もう少し真剣に考え直す時期に来ているのではないかなと思っています。ある研究では、学校で飼育している、飼育動物がいる環境にいるだけでは動物愛護心の育成の効果はなかったというような結果も出ております。その研究では、獣医師による授業とか飼育方法をじかに学ぶことで初めて愛護の心が育成されたとも記されておりました。できること、アレルギーのお子さんとかもいらっしゃるので、一概に、もう絶対ということではないのですけれども、やはりもう一つ踏み込んだ何か、動物を飼っていればよいということではなくて、興味のある生徒だけがやればよいということではなくて、生命の尊厳という部分で全ての生徒にしみ渡るような授業の展開というのが必要になってくると思っています。

お伺ひしたいのは、現在も獣医師による授業を行っている小学校もあると伺っていますけれども、全ての小学校で行っているのか、またどれくらいの頻度で、どういった内容を開催されているのか、伺っておきたいと思ひます。

○教育長 (竹内道則君)

動物介在教育についての御質問ですが、獣医師においでいただひてお話をいただくということは、一部の学校では確かに行われています。数年前まで西東京市にお住まいの、かなり学校飼育学会の中では有名な先生もいらしたのですが、残念なことに亡くなりましたので、それでも継続をして学校で獣医師をお呼びして、子どもたちにお話をしている学校も一部にはあります。それから、これは全ての学校に開かれているのですが、東京都の福祉保健局のほうで動物教室という制度がありまして、それを学校のほうで申し込めば、大体毎年2校くらいだったと思ひますけれども、2年生ぐらいを対象に出前教室のような形で、パネル等を持ってきていただひてお話をいただくというような制度も活

用していますので、そういったことを含めて、動物愛護やそういった理解を深めていくということにはこれからも取り組んでいきたいと思っております。

○15番（蔵野恵美子君）

学校が希望すればやるというような形ではなくて、できれば全ての学校で何か、道徳の授業になるのでしょうか、あれですけど、そういった機会をぜひ全ての学校で設けていただくようお願いしたいと思っております。

最後に、ペット同行避難訓練についてですけれども、ことし3回目となります。今までは避難所に、ペットをケージに入れて持ち込んでいただくというような、その場所にペットをしばらく置いておくというような避難訓練だったかと思うのですけれども、3回目ということで、ぜひもう少し踏み込んでいただきたいという思いもあって、質問させていただきました。今回少し工夫も、たくさんの人に参加していただくような工夫もされるということですが、ぜひ、その間に起こった熊本大地震、それから岡山、広島での豪雨災害の教訓も何か心にとめていただいて、取り入れていただければと思っています。

熊本大震災のときにあったこと、問題となったことの1つに同行避難、おっしゃっていましたが、やはり同行避難と同伴避難の認識の違いがあって、現場が混乱したことがあったということなのです。同行避難というのは、飼い主とペットが同行して安全な避難所まで避難するというのが同行避難なのですが、同伴避難というのは、避難所でも一緒に空間で過ごすことができることを同伴避難と言っているようで、それを混同、人によって解釈がいろいろ違って、混乱したということですので、そういった認識の違い。一応、環境省では同行避難がガイドラインにはなっていて、武蔵野市でもそういった訓練をされているということで、例えばその違いの啓発ですとかをお願いしたいと思います。

その一方で、岡山県での豪雨災害時には、スポーツセンターや市役所の会議室をペット同伴可能な避難所にしたり、同伴可能な体育館を開設して、同行避難と同伴避難を分けることで混乱を回避したというような報告もございます。やはり同行避難といっても、どうしてもペットと離れられないという方は一定数いらっしゃると思うのです。そういった方というのは、例えば危険を承知で自宅に残っているとか、あと車の中で生活するということが健康を害してしまうというような、2次災害の可能性も想定で

きますので、そういったことを考慮して、これは一例ですけれども、熊本地震とか岡山、それから広島  
の避難のことをぜひ検討して、訓練にも取り入れていただきたいと思っております。この件に関して御  
意見いただければと思います。

○市 長（松下玲子君）

いただいた最後の質問にお答えをいたします。ペット同行避難訓練をことし行う際には、まず過去2回  
の経験から学んだことについて、また他の自治体での実際の被害における避難時の同行について検証し  
た上で、今回新たに工夫を凝らして行なうべく、今まさに会場となる場所でペット置き場を選定中であり  
ます。その際、配慮すべき点、工夫すべき点をしっかりと過去から、そして他の自治体から学んで、取  
り組んでいきたいと考えております。

以上です。

くらのえみこ Official Site

<https://www.emikokweb.com/>